

川越市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

川越市長

森 田 初 恵

川越市規則第 5 3 号

川越市会計規則の一部を改正する規則

川越市会計規則（平成6年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「第28条の2」の次に「及び第68条」を加える。

第28条の2第1項中「この条」を「この項及び第68条」に改める。

第68条の見出しを削り、同条を第68条の2とし、第67条の次に次の見出し及び1条を加える。

（繰替払）

第68条 政令第164条第5号に規定する規則で定める経費は法第231条の2の5第1項の規定による指定納付受託者による歳入等の納付に係る手数料とし、同号に規定する規則で定める収入金は同項の規定により当該指定納付受託者が納付する歳入等とする。

様式第21号中「第68条関係」を「第68条の2関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。